

政策会議付議事案書（令和7年10月6日）

提案課名 秦野駅北口にぎわい創造担当、産業振興課

報告者名 上松 太一、久保田 亨

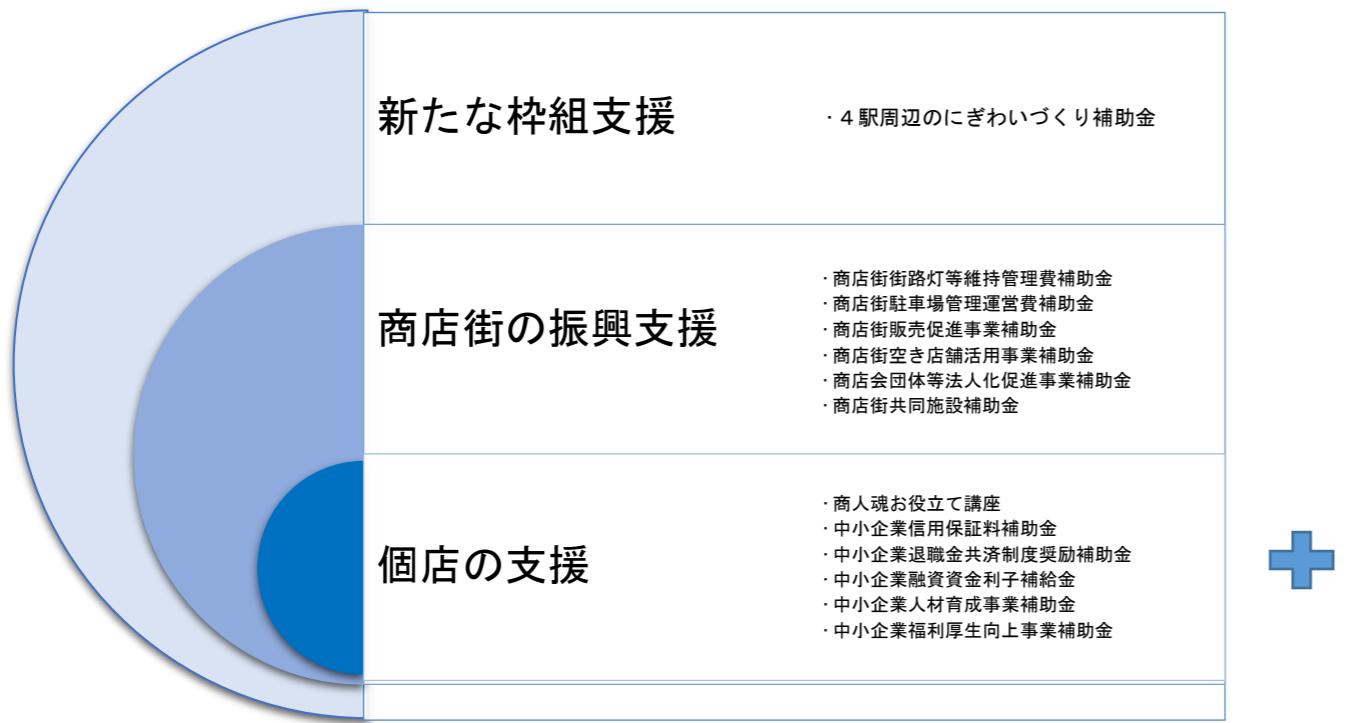
事案名	4駅周辺のにぎわいづくりに係る補助制度の創設について	資料 有
目的・必要性	<p>本市では、令和3年12月に策定した「小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針（以下「4駅にぎわい方針」という。）」に基づき、駅ごとににぎわい創造検討懇話会を立ち上げ、地域が望むにぎわいの姿を地域の様々な主体と一緒にになって模索しています。令和6年度からは、にぎわいのアイデアを実践に移し始めていますが、懇話会は、商店会や自治会など既存の枠組みに捉われず、地域に住み、働き、行き交う誰もがにぎわいづくりの主体となることを前提にしているものの、これを後押しする仕組みがありません。</p> <p>そこで、様々な地域の団体等が協働して、4駅周辺の魅力や特性を生かしたにぎわいづくりに取り組む事業に対して支援する仕組みを創設し、地域主導による継続的にぎわいづくりを後押しするものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 主な経過</p> <p>令和3年12月 4駅にぎわい方針の策定</p> <p>令和4年4月 商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の制定</p> <p>8月 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくりシンポジウム</p> <p>令和4年～ 4駅にぎわい創造検討懇話会（秦野駅）（延べ6回開催）</p> <p>4駅にぎわい創造検討懇話会（東海大学前駅）（延べ9回開催）</p> <p>4駅にぎわい創造検討懇話会（鶴巻温泉駅）（延べ8回開催）</p> <p>4駅にぎわい創造検討懇話会（渋沢駅）（延べ9回開催）</p> <p>令和6年2月 4駅にぎわい創造検討懇話会（3駅合同）</p>	
決定等を要する事項	<p>1 4駅周辺のにぎわいづくりに係る補助制度を次のとおり創設すること。</p> <p>(1) 補助対象事業</p> <p>歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちの実現に向け、市街地の魅力を高め、日常的に来街者を増やすために行う、次のアからエに掲げるものとする。</p> <p>ア 個性ある市街地づくりを進めるもの</p> <p>イ 市街地の持続的な発展を支える人材を育成するもの</p> <p>ウ 低未利用資産の活用に取り組むもの</p> <p>エ 魅力ある商品づくりに取り組むもの</p>	

決定等をする事項	<p>(2) 補助対象者 地域主導で継続して事業を実施するため、多様な構成員により組織する実行委員会</p> <p>(3) 補助対象経費 広告宣伝費、イベント費（企画費、製作費、人件費、機材費、警備費など）、会場設営費、会場運営費、事務費、謝礼、商品開発費（設計・デザイン加工費）</p> <p>(4) 補助率・補助上限額 補助対象経費の3分の2以内（1事業当たりの上限は25万円とする。） ※同一事業に対し3年間限定補助とし、自走を前提とした取組みを支援する。</p>
	<p>令和7年10月 4駅周辺のにぎわいづくり補助金（仮称）交付要綱の策定 (令和7年度予算：06・01・02・150_4駅にぎわい活性化推進事業費)</p> <p>11月 制度説明（4駅にぎわい創造検討懇話会ほか地域団体）</p> <p>12月 要綱の施行</p> <p>令和8年度以降 制度運用を進める中で、商店街販売促進事業補助金等、にぎわいづくりに関連する支援制度との統合について検討する。</p>

4 駅周辺にぎわいづくり補助金の制度概要

1 概要

これまでにぎわい創造に向けた施策の核としてきた「個店の支援」と「商店街の振興支援」は維持しつつ、商業者や地域住民が協働して、4駅周辺の魅力や特性を生かしたにぎわいづくりに取り組む事業に対し、支援することで、地域主導による継続的なにぎわいづくりを後押しするものです。



2 目的・背景

令和3年12月に策定した「小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針」に基づき、駅ごとににぎわい創造検討懇話会を立ち上げ、地域が望むにぎわいの姿を模索しています。懇話会では、令和4年度以降、地域の課題や魅力の生かし方について議論を重ね、6年度からは、にぎわいのアイデアを実践に移し始めていますが、企業や学生は異動や卒業で懇話会を離れてしまうため、継続的な議論やその実践の中心は、商店会や自治会等既存の団体に依存しているのが現状です。懇話会は、商店会や自治会など既存の枠組みに捉われず、地域に住み、働き、行き交う誰もがにぎわいづくりの主体となることを前提にしているものの、これを後押しする仕組みがありません。このため、地域が主体的に継続したにぎわいづくりにつながる活動をスタートできるよう支援するものです。

また、令和6年度に実施した商業実態調査では、60歳以上の経営者が56.6%と過半数を超える一方、30代、40代の経営者は15.2%で、5年前の調査と比較して5ポイント減少しています。さらに、「事業承継をするつもりがない」又は「考えていない」との回答は53.8%となっており、まちのにぎわいを支える担い手づくりは急務となっています。

新設する補助制度では、地域が主体的に取り組むにぎわいづくりの活動が、一過性のイベントに終わらないよう、創業の掘り起しや、商店会エリアへの新規出店につなげることを目指す事業を対象とします。

3 根拠

○総合計画後期基本計画

基本施策442 人にやさしくにぎわいのある商店街づくりへの支援の充実

主な取組み No.1 小田急線4駅周辺にぎわい創造

○商工業振興基本計画

第4章 施策の展開 2 商業振興 にぎわいのあるまち ③小田急線4駅周辺にぎわい創造

秦野駅北口にぎわい創造担当、産業振興課作成

4 4駅周辺にぎわいづくり補助金

(1) 補助対象者

地域主導で継続して事業を実施するため、多様な構成員により組織する実行委員会

※4駅にぎわい創造検討懇話会の構成員は、設置時に市が選出母体の選定をしている。この枠組みは核となるものの、これに捉われず、地域主導で必要な主体が参画・相互に連携できるようにする。

(2) 補助対象事業

【 】は中心市街地活性化基本計画に定めのある事業

ア 個性ある市街地づくりを進めるもの【民間事業者による商業イベント事業・地域の回遊性に資するイベントの実施事業・登録文化財の維持及び活用支援事業・レトロ空間形成支援事業】

イ 市街地の持続的な発展を支える人材を育成するもの【まちなか開業サポート事業】

ウ 低未利用資産の活用に取り組むもの【空き店舗対策事業】

エ 魅力ある商品づくりに取り組むもの【地域ブランド推進補助事業】

(3) 補助対象経費

広告宣伝費、イベント費（企画費、製作費、人件費、機材費、警備費など）、会場設営費、会場運営費、事務費、謝礼、商品開発費（設計・デザイン加工費）

※補助金に依存せず継続した取組みとなるよう、組織を維持するための運営費や、顧客に還元する景品費は対象外とする。

(4) 補助率・補助上限額

補助対象経費の3分の2（1事業当たりの上限は25万円とする。）

※同一事業に対し3年間限定の補助とし、自走を前提とした取組みを支援する。

(5) 交付の流れ

補助金交付規則に定める申請書に、次の書類を添えて、市に提出。要件を満たす場合、交付。

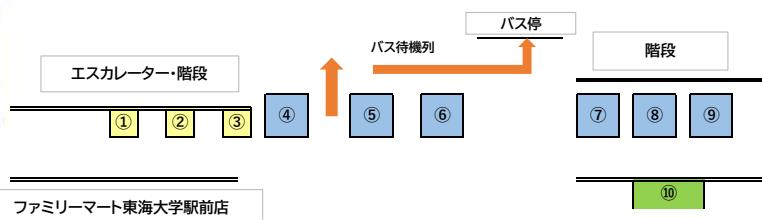
団体の規約、会員名簿等、構成員及び役割を明示した書類、事業計画書、経費内訳書

(6) 効果の検証

実績報告時（補助事業の完了日の属する年度の指定期日）に、取組みの成果を確認する。



第1回One'マルシェ配置図



第1回One'マルシェ出店者

	店名	内容
①	ライブレストランミッシェル	総菜
②	お好み専科	総菜
③	KITCHEN RACKLU	総菜
④	Pure Eyelash	ヘッドスパ
⑤	フルール花もと	花
⑥	フルール花もと	フラワーワークショップ
⑦	パンの店 こなや	パン
⑧	東海大学	Twaveグッズ
⑨	リサイクルショップGAIA	中古品
⑩	フレッシュフーズ片野	野菜

秦野駅の取組み

秦野駅北口周辺で予定される主な交流創出事業

月日	事業名	実施主体	主な会場
8月9日（土）、10日（日）	夏祭り	秦野駅前通り商店街 秦野市商店街連合会	水無川沿い市道
9月27日（土）、28日（日）	秦野たばこ祭	秦野たばこ祭実行委員会	秦野駅～市役所等
10月12日（日）	秋祭り	秦野駅前通り商店街	水無川沿い市道
10月28日（火）、 29日（水）	秦野ちよい呑み フェスティバル	秦野ちよい呑みフェスティバル 実行委員会	規制なし
11月22日（土）、 23日（日）	神奈川よさこい祭り	神奈川よさこい祭り実行委員会	水無川沿い市道、 本町小
11月15日（土）	丹沢日和 フェスティバル	丹沢日和フェスティバル 実行委員会 (小田急電鉄(株)小田原管区)	秦野駅
令和8年 3月1日（日）	OMOTAN朝市	秦野市商店街連合会	水無川沿い市道
毎月第4土曜日	丹沢日和70GO 秦野駅マルシェ	丹沢日和70GO実行委員会	秦野駅北口広場
毎月第1金曜日	上宿観音縁日	5 本町上宿自治会有志	上宿観音堂

渋沢駅の取組み

■ものづくり体験事業

令和7年8月4日(月)から10日(日)まで

水墨画ワークショップ	板金アート	ミニモックカーブ	科学の体験
長嶋芙蓉氏	五洋工業株	ソープボックスダービー協会	東海大学サイエンスコミュニケーションセンター
オリジナル水墨画うちわ作り	子ども向けの板金アート(ランプシェードの手曲げ加工)	動力機構のない子どものための重力カーレース。モックカー工作	東海大学生のチャレンジプロジェクトが主宰する科学を学ぶ講座



■出張版 商人魂お役立て講座

令和7年8月4日(月)から10日(日)まで



親子でメイクアップ体験
メナードフェイシャルサロンフェルジョン

キッズ向けお金の教室
中栄信用金庫渋沢支店

ひんやりミントジェルを作つみよう
relaxation salon RANA

音を楽しもう!
ミュージック・ベース はっぴい ふいーるど

ソムリエが教える 味覚の授業
ワインビストロカルバ

簡単手づくり!自分枕講座
渋沢百貨店

デザインカプチーノお絵かき体験
Kiks kaffe



■商店会OMOTANスタンプラリー事業

令和7年7月26日(土)から8月10日(日)まで

エリアのOMOTANコイン加盟店2店舗でのお買い物、又はものづくり体験と店舗利用で、スタンプを獲得すると、その場で100ポイント付与。さらに、4つのスタンプを集めた方から抽選で、商店街の商品券をプレゼント。回遊アップ、誘客再来訪の促進につなげる。

○11月 里山まつり・南北商店会のコラボによる竹キャンドルイベント企画も進行中。地域と連携した駅周辺エリアへの誘客、回遊に取り組む。



鶴巻温泉駅の取組み

弘法の里湯駅を活用し、地域主体の「ジビエ」と「温泉」生かしたグルメマルシェの定期的な開催を目指す。地元住民にも馴染みのイベントとすることで、地元愛の醸成及びにぎわいの創出、さらには電子地域通貨OMOTANコインアプリ機能など、デジタル技術の活用を図る。



鶴巻温泉 ジビエマップ



4駅周辺のにぎわいづくり補助金の活用対象事業(令和7年度事業ベース)

	月日	事業名	実施主体	主な会場	4駅補助金	販促補助金
渋沢駅	7月26日(土)～8月10日(日)	商店会OMOTANスタンプラリー事業	渋沢駅前商店会	渋沢駅南口		○
	8月4日(月)～8月10日(日)	ものづくり体験事業	商人魂お役立て講座店舗、東海大学サイエンスコミュニティ、中栄信用金庫、五洋工業(株)、ソープボックスドービー協会、長嶋芙蓉氏	渋沢駅南口、曲松児童センター、空き店舗	○	
秦野駅北口周辺	8月9日(土)、10日(日)	夏祭り	秦野駅前通り商店街 秦野市商店街連合会	水無川沿い市道		○
	9月27日(土)、28日(日)	秦野たばこ祭	秦野たばこ祭実行委員会 (本町商店会連合会)	秦野駅～市役所等		○
	10月12日(日)	秋祭り	秦野駅前通り商店街	水無川沿い市道		○
	10月28日(火)、29日(水)	秦野ちよい呑み	秦野ちよい呑みフェスティバル	規制なし	○	
	11月22日(土)、23日(日)	神奈川よさこい祭り	神奈川よさこい祭り実行委員会	水無川沿い市道、本町小	○	
	11月15日(土)	丹沢日和フェスティバル	丹沢日和フェスティバル実行委員会(小田急電鉄(株)小田原管区)	秦野駅	○	
	令和8年3月1日(日)	OMOTAN朝市	秦野市商店街連合会	水無川沿い市道		○
	毎月第4土曜日	丹沢日和70GO秦野駅マルシェ	丹沢日和70GO実行委員会	秦野駅北口広場	○	
東海大学前駅	毎月第1金曜日	上宿観音縁日	上宿観音縁日実行委員会	上宿観音堂	○	
	5月11日(日)	東海大学前駅チョークアート体験イベント	東海大学湘南学生会、東海大学チャレンジセンター所属学生、東海大学駅にぎわい創造検討懇話会	東海大学前駅南口 駅前広場	○	
鶴巻温泉駅	毎月第1水曜日	Oneマルシェ	東海大学駅前商店会協同組合、東海大学	東海大学前駅南口 (市道9号線歩道上)	○	
	8月10日(日)	鶴巻温泉納涼盆踊り大会	鶴巻地区自治会連合会、鶴巻温泉活性化協議会	鶴巻温泉駅南口又は北口広場	○	
	10月20日(月)～12月14日(日)	鶴巻温泉周遊スタンプラリーキャンペーン(仮称)	産業振興課、個店(OMOTANコイン加盟店)	鶴巻温泉駅周辺	—	—
	10月25日(土)26日(日)	鶴巻温泉秋のにぎわいフェア	鶴巻温泉活性化協議会、鶴巻地区自治会連合会	鶴巻温泉駅南口又は北口広場	○	
	11月22日(土)	鶴巻温泉ジビエマルシェ(仮称)	鶴巻活性化協議会、東海大学	弘法の里湯駐車場	○	—

秦野市4駅周辺にぎわいづくり補助金（仮称）交付要綱（案）

（令和 年 月 日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針（令和3年12月策定）」に基づき、駅周辺市街地（以下「市街地」という。）を4駅それぞれの特徴を生かした都市の拠点として魅力を高めるため、地域主導で継続して取り組む事業の経費の一部を補助することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 この要綱による補助の対象者は、地域主導で継続して事業を実施するため、多様な構成員により組織する実行委員会とする。

（補助対象事業）

第3条 この要綱による補助の対象とする事業は、歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちの実現に向け、市街地の魅力を高め、日常的に来街者を増やすために行う、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個性ある市街地づくりを進めるもの
- (2) 市街地の持続的な発展を支える人材を育成するもの
- (3) 低未利用資産の活用に取り組むもの
- (4) 魅力ある商品づくりに取り組むもの

（補助対象経費）

第4条 この要綱による補助の対象とする経費は、次に掲げるとおりとし、実行委員会の組織を維持するための経費及び顧客に還元する景品に充てる経費を除く。

- (1) 広告宣伝費
- (2) イベント費（企画費、製作費、人件費、機材費、警備費など）
- (3) 会場設営費
- (4) 会場運営費
- (5) 事務費
- (6) 謝礼
- (7) 商品開発費（設計・デザイン加工費）

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率及び補助限度額は次のとおりとする。この場合において、国、神奈川県又は本市による他の補助金の交付その他事業に対する収入がある場合は、補助対象経費からその収入額を差し引いた額とする。

- (1) 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする。
- (2) 前項の規定により算出した額の合計に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (3) 1事業当たりの補助限度額は25万円とし、同一事業に対し3年間を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者がこの要綱による補助を申請する場合における規則第4条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実行委員会の規約、会員名簿等、構成員及び役割を明示した書類
- (2) 事務事業計画書（第1号様式）
- (3) 補助金交付申請内訳書（第2号様式）

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事務事業実績報告書（第3号様式）により、指定する期日までに第3条第2項に定める成果の状況を市長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月から施行する。

(補助内容の見直し)

2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況を評価したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。